

愛知県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

令和5年 3月 16 日策定

令和5年 12 月 22 日一部改定

愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第 37 号)第 16 条第1項の規定に基づき、この基本計画を策定する。

1 基本計画策定の趣旨

愛知県では、1994 年3月に「愛知県環境保全型農業推進基本方針」を策定し、化学肥料・化学合成農薬の使用量削減に取り組むとともに、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、2000 年度から持続性の高い農業生産方式に取り組む農業者(通称:エコファーマー)の計画認定を開始するなど、環境と安全に配慮した農業を推進してきた。

また、農林水産業の適切な営みによってもたらされる安全で安心できる豊かな暮らしづくりを進めるため、2004 年に、「将来にわたる安全で良質な食料等の安定的な供給の確保とその適切な消費及び利用」、「森林等の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮による安全で良好な生活環境の確保」の2つを基本理念とする「食と緑が支える県民の豊かな暮らしづくり条例」を施行した。県は、この条例に基づき、「食と緑の基本計画」を策定しており、2005 年以降5年ごとに新たな計画を策定している。2020 年 12 月に策定した「食と緑の基本計画 2025」では、環境との調和に配慮した持続可能な農林水産業の実現をめざし、生産活動が環境に与える負荷を軽減するとともに、適切な資源管理により農林水産業の持続可能性を高める取組を推進することとしている。

一方、国は、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化していることから、農林漁業の持続的発展等を図るため、2021 年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定した。さらに、2022 年には環境負荷の低減に資する取組を推進するため、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第 37 号)(以下「みどりの食料システム法」という。)を制定・施行した。

本計画は、環境との調和に配慮した持続可能な農林水産業の実現をめざす本県施策の方向性を踏まえつつ、みどりの食料システム法及び同法に基づく国の基本方針に基づき、みどりの食料システム法第 16 条第1項に規定する基本計画として策定するものであり、同法第 16 条第2項各号の計画記載項目は以下のとおりとする。

2 計画の期間

この基本計画の期間は、2030 年度(令和 12 年度)までとする。

ただし、情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととする。

3 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

関連する事業活動	目標(指標)	目標(累計)
	みどりの食料システム法における認定件数 ※1	1,500 件 (2023-2025 年)
①堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動	環境に配慮した持続的農業技術の開発 ※2	11 技術 (2025 年)
	病害抵抗性を有する品種(系統)の開発 ※2	8品種(系統) (2025 年)
	有機農業に取り組む面積 ※3	900ha (2030 年)
	国際水準 GAP の実施 ※1	ほぼすべての産地で実施 (2030 年)
	家畜排せつ物処理高度化施設の整備件数 ※4	164 件 (2021-2030 年)
	堆肥の利用量	850 千 t/年 (2021-2030 年)
②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動	温室効果ガスの排出の量の削減に資する技術の開発 ※2	4技術 (2025 年)
	燃油の削減に取り組む農家戸数 ※5	1,000 戸 (2025 年)

(※1 別紙 1-1 の4ページ「2 目指す姿の実現に向けた目標」参照)

(※2 別紙 1-2 の 22～30 ページ「付表:研究事項と達成目標」参照)

(※3 別紙 1-3 の2ページ「第3 有機農業の推進の目標」参照)

(※4 別紙 1-5 の 10 ページ「(2)施設等の整備目標数」参照)

(※5 施設園芸等燃油価格高騰対策に取り組む農家戸数)

4 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項

農林漁業者が行う事業活動であり、かつ、農林漁業の持続性の確保に資するものであって、(1)から(3)のいずれかに掲げる取組を推進する。

(1) 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動

化学肥料及び化学農薬の過剰な使用に伴い発生する水質汚濁や土壌の劣化、生物多様性の低下等の環境負荷の低減を図るため、土づくりと、化学肥料及び化学農薬の使用量の削減に資する生産技術を活用する取組を一体的に行う事業活動を推進する。また、化学肥料及び化学農薬を使用しない有機農業についても、同活動として進める。

【具体的な取組例】

- ・土壌診断の定期的な実施
- ・家畜排せつ物等の有効利用により得られる堆肥等の施用による土壌改良
- ・局所施肥技術の導入や有機質肥料の施用
- ・カバークロープ(緑肥)の作付け等による化学肥料の施用の減少
- ・病害虫の発生の予防を含む様々な防除方法を組み合わせた総合防除の導入

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

農林業機械・漁船や、施設園芸での加温施設等における燃油使用に由来する二酸化炭素、農地土壌及び家畜排せつ物の管理並びに家畜の消化管内発酵に由来するメタン及び一酸化二窒素等、農林漁業の事業活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動を進める。

【具体的な取組例】

- ・農業機械の省エネルギー化・電動化・バイオ燃料への切り替え
- ・施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス等を燃料とする加温機等の導入による燃油使用量の削減
- ・水田作における秋耕の実施や中干し期間の延長
- ・温室効果ガスの発生量の少ない家畜排せつ物処理等の新技術の活用
- ・温室効果ガスの排出が少ない飼養管理技術の導入
- ・農林漁業の事業活動における再生可能エネルギーの活用
- ・省エネ型高性能林業機械やきのこ生産施設におけるヒートポンプ、木質バイオマス暖房機などの省エネルギー設備等の導入
- ・漁船の低燃費エンジンなど省エネルギーに資する機器の導入

(3) 農林水産省令で定める事業活動

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動を推進する。

5 特定区域の設定

地域のモデルとなり得る先進的な取組の創出に向けた特定区域を、別紙1-8のとおり設定する。

今後も引き続き、市町村と連携して、地域のモデルとなり得る先進的な取組の創出に向けた特定区域の設定を推進する。

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項等

(1) 環境負荷の低減に資する研究開発

作物や野菜、花き、果樹等の高収量・高品質安定生産、高度なセンシング技術などの次世代技術の活用、土壌炭素貯留を高める露地野菜の安定生産技術や地球温暖化抑制のための有機質資材施用技術の開発等により、環境負荷の低減と競争力強化との両立に資する技術を開発することで、強い農業経営の確立を図る。

また、あいち農業イノベーションプロジェクトにより、農業総合試験場を中心にスタートアップ等の民間技術者や大学と共同で、環境負荷の低減に資する新技術の開発を進める。
(別紙1-2の13ページ「(ア) 高度なセンシング等に基づく最適管理技術の開発」参照)
(別紙1-2の24ページ「イ 気候変動等の環境変化に対応した持続可能な農業の推進」参照)

(別紙1-3の3ページ「1 有機農業に資する栽培技術の開発及び普及」参照)

(2) スマート農業技術の開発・普及

温室効果ガスの排出削減や、化学肥料及び化学農薬の使用量削減等につながる技術の開発や実証を行う取組を推進する。

(別紙 1-4 の 7 ページ「1 めざす姿」参照)

(3) 新品種の育成

水稻、小麦、野菜、花き、果樹の育種について、高収量・高品質安定生産が期待でき、地球温暖化などの気候変動にも対応しつつ病虫害抵抗性も有するなど、実需者・消費者の多様なニーズを的確にとらえ、かつ、環境負荷低減に資する品種を戦略的に開発する。

(別紙 1-2 の 20 ページ「(ア) 気候変動等に強く多様なニーズに対応した水稻・小麦品種の開発」、「(イ) 多様な消費者ニーズや地域特性に対応した園芸品種の開発と選定」参照)

(4) 堆肥の利用促進

耕畜連携により、地域内で家畜ふん堆肥の利用を一層進めるため、袋詰め装置、マニユアスプレッダーなど利用促進機械装置やストックポイント等を中心として整備を図る。

(別紙 1-5 の 10 ページ「(1) 耕種農業が盛んな地域」参照)

7 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

(1) いいともあいち運動の推進

消費者と生産者が一緒になって本県の農林水産業を支えていこうとする取組であり、また、本県版地産地消の取組でもある「いいともあいち運動」を一層推進することにより、本県産農林水産物の流通及び消費の促進を図る。

特に、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物については、農業生産活動の改善による環境負荷の低減や農産物の安全性の確保のための取組の見える化などにより生産者と消費者・流通関係者の相互理解を促進する。

(別紙 1-6 の 42 ページ「消費面における販路の多様化や新規需要の拡大」参照)

(別紙 1-1 の 12 ページ「5 GAP 手法の推進」参照)

(2) 食を通じた環境への配慮に関する取組

毎日の食生活における環境への影響に関する理解を深め、環境に配慮した食生活の実践に取り組む人づくりを進めるため、子どもに対する環境学習を推進するとともに、環境に配慮した食料品等の購入、エシカル消費の実践等を啓発する。

また、食品関連産業などにおいては、引き続き、環境への配慮を徹底することにより、食べ物の生産・提供から生じる環境への負荷を軽減する。

(別紙 1-7 の 19 ページ「(3) 今後の展開」参照)

(3) 有機農業に対する消費者の理解促進

消費者と生産者をつなぐ手法の研究を進めるとともに、生産者、消費者(実需者含む)、行政関係者を集めた懇談会の開催等により、お互いの理解促進を支援し、有機農産物の

新たな需要の開拓、販売方法の見直しや多様化を推進する。

(別紙 1-3 の 3 ページ「3 有機農業に対する消費者等の理解促進」参照)

(4) 有機農業の生産から消費まで一貫した地域での体制づくり

有機農業のモデル産地の育成を推進するとともに、モデル産地を参考にした、新たな有機農業産地の育成や取組を支援する。

(別紙 1-3 の 4 ページ「4 生産から消費まで一貫した有機農業の体制づくり」参照)

8 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

(1) 有機農業の推進体制の整備

有機農業指導員の育成を進めるとともに、愛知県環境と安全に配慮した農業推進協議会の「有機農業推進部会」の中で、有識者等を交えて本県の有機農業の推進方向を検討する。

(別紙 1-3 の 4 ページ「5 有機農業の取組を支援するための推進体制の整備」参照)

(2) 環境と安全に配慮した農業推進体制の整備

ア 県域における推進及び検討体制

県域では、農業団体、流通関係者、消費者団体、あいち有機農業推進ネットワーク、その他関係団体等からなる「愛知県環境と安全に配慮した農業推進協議会」において、各地域での取組に対して、情報の収集発信、地域が取り組むべき課題の提言、適切な補助事業の採択などを行い、各地域での取組を支援する。また、協議会の中に、「環境と安全に配慮した農業推進部会」を設置し、施肥方法、病虫害防除方法、有機物施用方法等、環境保全型農業を推進するための技術的課題や、GAP手法や有機農業などの個別課題を検討する。

(別紙 1-1 の 16 ページ「VI 推進及び検討体制」参照)

イ 地域における推進及び検討体制

各農林水産事務所段階に設置した「環境と安全に配慮した地域農業推進協議会」において、方針に対応した、地域段階の目標達成に向けた進行管理を実施するとともに、農業者、農業団体、市町村、流通関係者、県関係機関等が情報交換に努めるなど、それぞれの連携によって、地域の実情に応じた推進を図るものとする。

(別紙 1-1 の 16 ページ「VI 推進及び検討体制」参照)

(添付資料)

別紙 1-1 愛知県環境と安全に配慮した農業に関する実施方針

別紙 1-2 愛知県農林水産業の試験研究基本計画 2025

別紙 1-3 愛知県有機農業推進計画

別紙 1-4 愛知県スマート農業普及推進計画

別紙 1-5 愛知県家畜排せつ物利用促進計画

別紙 1-6 食と緑の基本計画 2025

別紙 1-7 あいち食育いきいきプラン 2025

別紙 1-8 特定区域の区域及び事業活動の内容(岡崎市)